

9月12日に合意された諮問事項について

9月12日に開催された議会運営委員会において、本日の議会運営委員会で審議する諮問事項が以下のとおり決定した。

No.	要旨
1	<p>本会議場や委員会室の Wi-Fi 等の環境整備について</p> <p>提案理由</p> <p>令和5年第2回定例会より、本会議場や委員会室へのタブレットやパソコン、携帯電話の持込みが可能となりました。今後は、本会議場や委員会室の Wi-Fi 環境整備と電源確保も含めて必要であるとの認識から環境整備を提案する。</p>

諮詢事項1 本会議場や委員会室のWi-Fi等の環境整備について

1 賒問事項提案会派

公明党

2 提案理由

令和5年第2回定例会より、本会議場や委員会室へのタブレットやパソコン、携帯電話の持込みが可能となった。今後は、本会議場や委員会室のWi-Fi環境整備と電源確保も含めて必要であるとの認識から環境整備を提案する。

3 現状

(1) パソコン等端末使用に関する申合せ

本会議場及び委員会室におけるパソコン等端末の使用について (令和5年3月22日 議会運営委員会決定の抜粋)

1 目的

議会資料のペーパーレス化を推進するとともに、議員活動の活性化に資するよう、議員が所有するパソコンやタブレット端末等の本会議場・委員会室への持ち込みを認め、会議で使用する資料を閲覧できるようにする。

2 実施時期

令和5年第2回定例会から実施

3 会議において使用できるパソコン等

- (1) ノートパソコン
- (2) タブレット端末
- (3) スマートフォン
- (4) モバイルルーター等の通信機器
- (5) ペン、キーボード等の付属品

4 板橋区議会パソコン等使用基準

省略

5 留意事項

- (1) 事前に必要な調査を十分行った上で会議に臨むことを原則としつつ、議事に関係のあるインターネットサイトの閲覧を認めることとする。なお、通信環境は各自で用意する。
- (2) 電源については、各自が充電の上、会議に臨む。
- (3) 省略
- (4) 省略

(2) Wi-Fi 及び電源設備の状況

会議室	Wi-Fi 設備	電源設備
本会議場	なし	6 個 (12 口)
第 1 委員会室	なし	9 個 (18 口)
第 2 ・ 3 委員会室	なし	6 個 (12 口)
第 4 委員会室	なし	5 個 (10 口)

(3) パソコン等の持込み状況 ※スマートフォンを除く

会議体	持込み者数	
	第 2 回定例会	8 月閉会中
企画総務委員会	2 人	0 人
区民環境委員会	4 人	3 人
健康福祉委員会	1 人	1 人
都市建設委員会	3 人	3 人
文教児童委員会	1 人	3 人
本会議	7 人	—

4 整備に関するメリット・デメリット

	メリット	デメリット
Wi-Fi 設備	インターネット検索が可能となる。	通信費や機器賃借料が継続的に発生する。
電源設備	電源が切れる心配がない。	コンセントの増設に多額の工事費がかかる。
共通	環境整備により、パソコン等端末を持込む議員が増える可能性がある。	パソコン等端末の持込み者数が多くない中で、先行して経費をかけることになる。

5 対応策

- 案① 環境整備を進める。
- 案② ポケット Wi-Fi やモバイルバッテリーの持込みを推奨する。
※ 上記の案に加えて、パソコンやタブレットなどを自身のスマートフォンにつなぎ、インターネットを利用するテザリングを行うことも有効である。
- 案③ 会議中に電源が切れた場合、事務局が用意する延長コードを利用する。(電源設備の対応策)
- 案④ パソコン等端末の持込み状況に鑑み、今後改めて必要性を検討していく。

議会運営委員会の諮問事項の提案について

【提案内容一覧】

No.	要旨	提案会派
1	<p>陳情の参考送付について</p> <p>提案理由</p> <p>板橋区議会では、区政に関わる内容とはほど遠く、審査・審議することが極めて困難な陳情も散見されており、実際に審査・審議を行わず、審議未了とする状況も起きている。本来は区政に深く関係している内容や区民からの陳情を第一義的に審査・審議することが求められていると考えるが、ほとんどすべての陳情を受理し審査・審議している状況では、議会や理事者側の負担も大きくなっている。一方で、他区の陳情の取扱いを見てみると、様々な取扱いとなっている。例を挙げると、陳情を付託せずに議員への参考送付にとどめる取扱いや区民以外から提出された陳情は付託しない取扱いをしている区がいくつか存在している。そこで、陳情の参考送付について、他区の状況を調査し、板橋区議会においての有用性や可否を検討すべきであると考える。</p>	自民党
2	<p>討論のあり方について</p> <p>提案理由</p> <p>1. 板橋区議会では委員会制を導入しており、概ね委員会に所属する議員が審査・審議し、本会議において討論を行っている。委員会に所属せず本会議で討論を行うことを否定するものではないが、当該委員会の議案や陳情の審査・審議に対して十分な理解を有しない状態で討論を行うことにならぬようにすべきと考える。</p> <p>2. 一般質問や総括質問等においては時間制がとられているが、討論においては時間制限がなく、何時間でも討論が可能となる状態が許されている。また委員会での質疑時間は一人20分を基調としていることからも討論時間についても調整すべきと考える。</p>	自民党
3	<p>意見書等の提出に関する陳情の取り扱いについて</p> <p>提案理由</p> <p>意見書等の提出を求める陳情は、各常任委員会に付託して審査しているため、賛成多数で採択となる場合があるが、全会一致ではない場合があるため、意見書等を提出することができない場合がある。そのため、議会としての道義的責任が生じると考える。また、4人会派等、所属していない委員会で全会一致の採決となった場合、該当する会派は、委員会終了後、作成された意見書を案文で確認している。</p> <p>以上の課題を解決するため、意見書等の提出を求める陳情については、採決が前提である「陳情」審査ではなく、議会全体の合意が図れるように、議会運営委員会への参考送付とし、意見書等を提出すべきと判断した会派は、案文を作成・提出し、会派提案の意見書と併せて幹事長会において議論することを提案する。</p>	公明党